

申告期限・提出方法

3月15日(水)までに、税務課宛に郵送又は申告相談窓口で提出してください。

市県民税申告書の郵送先：〒415-8501 下田市東本郷一丁目5番18号 下田市役所税務課市民税係宛

※「市県民税申告書在中」と表記してください。

令和5年度(令和4年分)市県民税申告相談日程

申告期間：2月16日(木)から3月15日(水)まで ※土日祝除く

受付時間：9:00～11:30、13:00～15:30 ※ウェブ予約と当日受付の併用になりました。

申告会場：下田市役所 2階 大会議室 ※地区の割振りや各地区での受付会場はなくなりました。

受付方法が変わります

会場の混雑緩和のため、今回からインターネット上のウェブ予約と当日受付入場整理券の併用により受付を行います。申告相談を受ける場合は、事前のウェブ予約をおすすめします(1月27日から、希望日2日前まで予約の受付が可能です。電話予約はできません。)。会場でも受付しますが、**当日受付枠に空きがない場合、後日の来場をお願いすることがあります。**



ウェブ予約はこちらから
～3月13日(月)まで

郵送による申告書の提出・e-Taxの活用について

市県民税の申告書は、ご自身で記入して郵送で市役所に提出することができます。所得税の確定申告は、e-Tax(スマートフォン、パソコンを使用した国税電子申告・納税システム)で作成・送信することにより申告することができます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市県民税申告は郵送を、確定申告はe-Taxをご利用ください。

申告に必要なもの		
共通	マイナンバーが確認できる書類(本人、配偶者、扶養親族のマイナンバーカードなど)、身元確認書類(運転免許証、保険証など)、利用者識別番号(確定申告の場合)、市役所や税務署から事前に送付された申告書用紙や申告のお知らせ通知、前年の申告書や収支内訳書の控えなど	
収入関係	給与・公的年金の令和4年分の源泉徴収票 個人事業主や不動産所得がある場合、収支内訳書(事前作成してください) その他の収入(所得)がある方は、収入や経費が分かる書類など	
控除関係	社会保険料控除	国民年金、国民年金基金、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険料等の払込証明書(国保等は市発行の「納付額のお知らせ」)
	生命保険料控除	生命保険料の控除証明書
	地震保険料控除	地震保険料の控除証明書
	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
	配偶者(特別)控除	配偶者の令和4年中の所得が分かる書類(源泉徴収票など)
	医療費控除	医療費控除の明細書(事前作成してください)、医療費通知、領収書など
	寄附金控除	寄附した団体などから交付された寄附金の受領証など
その他	その他の控除	市役所税務課までお問い合わせください。
その他	還付先口座番号	還付申告(所得税)の場合、還付先口座(本人)のわかるもの

市役所会場で受付できない確定申告の種類

青色申告、土地・建物の譲渡、株式の譲渡、配当、退職所得などの分離申告、住宅ローン控除の初年度の申告、損失申告、雑損控除の申告、外国人の方の申告、亡くなられた方の申告などの確定申告は市役所会場で受付できません。下田税務署にご相談ください。 所得税の確定申告 問合せ先 下田税務署 ☎0185

市県民税の申告書は、郵送での提出を！
申告期間は**2月16日(木)**から**3月15日(水)**まで

問合せ先 税務課市民税係(窓口☎) ☎2218

市県民税の申告は、市県民税算出の課税資料となるほか、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料等の算定の算出資料になります。必ず期限内に申告してください。

市県民税の申告用紙は、昨年申告された方に送付しているほか、市ホームページからも印刷できます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市県民税の申告は郵送での提出にご協力ください。

市県民税の申告が必要な人

令和5年1月1日現在、下田市に住所がある方です(1月2日以降に転出された方も含みます)。

ただし、所得税の確定申告書を税務署に提出された方、給与収入のみで、勤務先から下田市役所に給与支払報告書が提出されている方、公的年金等収入のみで、その他に所得がない方は申告は不要です。(医療費控除や源泉徴収票に記載のない社会保険料などの各種控除を受ける場合は、申告が必要です。)

※フローチャートを参照してください。

令和5年度「市県民税の申告要否」確認用の参考フローチャート

